

調査の概要

1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を把握し、製造業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）及びこれに基づく工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される基幹統計調査である。

3. 調査の期日

令和 2 年工業統計調査は、令和 2 年 6 月 1 日現在で実施し、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの 1 年間の実績について調査している。

4. 調査の対象

日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く。）

5. 調査事項

事業所の名称及び所在地、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品在庫額等、製造品出荷額等、有形固定資産、工業用地及び工業用水等

6. 調査の方法

工業統計調査は、製造業の事業所（工場、製造所、作業所等）ごとに、所定の調査票（「調査票甲」「調査票乙」）を用い、管理責任者が申告したものである。

従業者 30 人以上の事業所については「甲調査票」、従業者 29 人以下の事業所については「乙調査票」によって実施した。

7. 集計及び公表

経済産業大臣は、調査票を審査・集計し、集計完了の後に公表する。

県知事または市町村長は、工業調査票を集計及び公表のために使用できる。